滋賀短期大学研究活動の不正行為への対応に関する規程

平成28年4月1日 制定

(趣旨)

第1条 この規程は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)等に基づき、滋賀短期大学(以下「本学」という。)における研究活動の不正行為に対応する仕組みを整え、本学の研究活動の公正性を確保するために必要な事項を定める。

(定義)

- **第2条** この規程において「不正行為」とは、本学において研究活動を行っている者又は本学在勤中に行っていた者(以下「研究者」という。)が発表した研究成果の中に示されたデータや調査結果に関して、次に掲げる行為をいう。ただし、故意でない誤りは不正行為から除外される。
- (1) 捏造 存在しないデータにより、研究結果等を作成する。
- (2) 改ざん 研究資料、機器及び過程を変更する操作を行い、研究活動によって得られたデータ等を真正 でないものに加工する。
- (3) 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用する。
- 2 この規程において「申立者」とは、前項に規定する不正行為に関する申立てを行う者をいう。
- **3** この規程において「被申立者」とは、前項に規定する申立者による申立ての対象者をいう。
- **4** この規程において「悪意」とは、被申立者を陥れるため、あるいは被申立者が行う研究を妨害するため など、専ら被申立者に何らかの損害を与えることや、被申立者が所属する組織等に不利益を与えることを 目的とする意思をいう。

(申立窓口)

- 第3条 本学における不正行為に関する申立窓口(以下「窓口」という。)は、総務課長とする。
- **2** 申立ての受付は、書面、FAX、電子メール又は面談等の方法によるものとする。
- **3** 総務課長は、不正行為に関する申立てを受理した場合は、速やかに学長及び事務局長に報告しなければならない。

(申立て等の取扱い)

- **第4条** 申立ては、原則として、顕名により行われるものとし、不正行為を行ったとする研究者、グループ、 不正行為の態様等の事案の内容を明示し、かつ、不正とする科学的合理的理由が示されているもののみを 受付する。
- 2 前項の規定にかかわらず、匿名による申立てがあった場合、報道や学会等の研究者コミュニティにより 不正行為の疑いが指摘された場合、その内容に応じ、顕名による申立てがあった場合に準じて取り扱うも のとする。
- **3** 不正行為が行われようとしている、あるいは不正行為を求められているという申立て等については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、学長に報告し、被申立者に対して警告を行う。 (申立者・被申立者の取扱い)

- **第5条** 学長は、申立ての内容や申立者の秘密を守るとともに、申立てについての調査結果の公表まで、申立者及び被申立者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底しなければならない。
- 2 学長は、悪意に基づく申立てを防止するため、申立者に調査に協力を求める場合があること、調査の結果により、悪意に基づく申立てであったと判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発がありうることを周知する。
- **3** 学長は、悪意に基づく申立てであることが判明しない限り、単に申立てしたことを理由に解雇、懲戒処分等の不利益な取扱いを行ってはならない。
- **4** 学長は、単に申立てがなされたことのみをもって、被申立者の研究活動を全面的に禁止したり、解雇、 懲戒処分等の不利益な取扱いを行ってはならない。

(不正行為調査委員会)

第6条 不正行為に関する申立てを受けた場合は、本学に、研究者に係る研究活動の不正行為について調査 するため、研究活動の不正行為調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置く。

(組織)

- 第7条 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 学長が指名する教員
- (2)被申立者が所属する学科長
- (3)被申立者の当該研究関連分野の者(本学に属さない者を含む。) 若干名
- (4) 法律関係の専門的知識を有する者(本学に属さない者を含む。) 若干名
- (5) その他学長が必要と認めた者

(委員の任命)

第8条 前条第3号から第5号の委員は、学長が任命する。

(委員長等)

- 第9条 調査委員会に委員長を置き、第7条第1号の委員をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第10条 調査委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
- **2** 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。 (委員以外の者の出席)
- **第11条** 委員長は、必要があると認めたときには、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。 (予備調査委員会)
- **第12条** 調査委員会に、申し立てられた行為が行われている可能性、申立ての際に示された科学的合理的理由の論理性等、申立内容の合理性、調査可能性について予備調査を行わせるため、予備調査委員会(以下「予備委員会」という。)を置く。

(予備委員会の組織)

- 第13条 予備委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
- (1)調査委員会委員長
- (2) 被申立者が所属する学科長
- (3)被申立者の当該研究関連分野の者 若干名
- (4) その他第1号の委員が必要と認めた者

(予備委員会の委員長等)

- 第14条 予備委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の者の出席)

第15条 予備委員会委員長は、必要があると認めたときには、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴く ことができる。

(予備調査)

- **第16条** 学長は、不正行為に関する申立ての報告を受けた場合は、当該申立事案の調査を調査委員会委員長 に命ずるものとする。
- 2 調査委員会委員長は、申立事案について、予備委員会を開催し、速やかに予備調査を開始するものとする。
- **3** 予備委員会は、予備調査の結果、申立事案について調査委員会による本格的な調査(以下「本調査」という。)を行うか否かを判断し、その結果を学長に報告する。
- **4** 学長は、申立てを受理した日の翌日から起算し、原則として30日以内に本調査を行うか否かを決定する ものとする。
- **5** 学長は、本調査を行わないと決定した場合は、その理由を付記し、申立者に通知するとともに、予備調査の資料を保存し、申立者の求めに応じて開示するものとする。

(本調査)

- **第17条** 学長は、前条に規定する予備調査の結果、本調査を行うことを決定した場合、その旨を調査委員会 委員長に通知する。
- 2 調査委員会委員長は、前条第3項の報告が行われた日の翌日から起算し、原則として30日以内に調査委員会を開催し、本調査を開始するものとする。
- **3** 学長は、本調査を行うことを決定した場合、申立者及び被申立者に対し、本調査を行うことを通知し、 調査への協力を求めるものとする。被申立者が本学以外に所属している場合は、当該所属機関に通知し、 調査への協力を要請するものとする。
- **4** 学長は、当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関に対しても、本調査を行う旨を通知するものとする。
- 5 学長は、調査委員会委員の氏名及び所属を申立者及び被申立者に通知する。
- 6 本調査は、指摘された当該研究に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査並びに関係者のヒアリング、再実験の要請等により実施する。この際、被申立者に弁明の機会を与えなければならない。
- 7 調査委員会は、本調査の実施に際し、申立て等に係る研究に関して、証拠となるような資料等を保全す

る措置をとるものとする。

- 8 調査委員会は、当該事案に係る研究に対する資金を分配した機関の求めに応じ、本調査の終了前であっても、本調査の中間報告を当該資金配分機関に提出することができる。
- 9 調査委員会は、本調査に際し、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報等、本調査の遂行に必要な範囲外に漏洩することないよう十分配慮するものとする。

(異議申立て)

- **第18条** 申立者及び被申立者は、前条第5項の規定により通知を受けた調査委員会委員に不服がある場合は、 窓口を通じ、学長に異議申立書を提出することができる。
- 2 前項の異議申立ては、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内にしなければならない。
- **3** 学長は、異議申立てについて、その内容が妥当であると判断したときには、当該異議申立てに係る調査 委員会委員を交代させることができる。

(不正行為の疑惑への説明責任)

- **第19条** 本調査において、被申立者が申立内容を否認する場合は、自己の責任において、当該研究の科学的 適正な方法と手続及び論文等の適正性について、科学的根拠を示して説明しなければならない。
- 2 前項の規定する被申立者の説明において、被申立者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により証拠を示すことができない場合は、不正行為があったものとみなす。
- **3** 前項の規定にかかわらず、被申立者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由により、当該基本的要素を十分に示すことができなくなった等の正当な理由が認められる場合はこの限りではない。

(認定)

- 第20条 調査委員会は、本調査を開始した日の翌日から起算し、原則として150日以内に、調査内容について、 不正行為が行われたか否かを判定し、不正行為と認定した場合は、その内容及び不正行為に関与した者と その関与の度合並びに不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究におけ る役割を認定する。
- **2** 不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて申立てが悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行うものとし、この認定を行うにあたっては、申立者に弁明の機会を与えなければならない。

(学長への報告)

- **第21条** 調査委員会は、速やかに調査結果(認定を含む。以下同じ。)を学長に報告しなければならない。 (調査結果の通知及び報告)
- **第22条** 学長は、調査委員会の調査結果を速やかに申立者及び被申立者(被申立者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。)に通知するものとする。
- **2** 被申立者等が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関に当該調査結果を通知するものとする。
- 3 当該事案に係る研究に対する資金を分配した機関にも調査結果を報告するものとする。

(不服申立て)

- 第23条 不正行為と認定された被申立者等又は悪意に基づくものと認定された申立者(被申立者の不服申立 ての審査の段階で悪意に基づく申立てと認定された者を含む。以下同じ。)は、窓口を通じ、学長に不服 申立書を提出することができる。
- 2 前項の不服申立ては、認定の結果の通知を受けた日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。
- 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。
- 4 調査委員会は、不服申立てについて、趣旨、理由等を勘案し、再調査すべきか否かを速やかに決定する。
- 5 再調査を開始した場合は、不正行為と認定された被申立者等から不服申立てがあった日の翌日から起算 し、原則として50日以内、悪意に基づく申立てと認定された申立者から不服申立てがあったときは、原則 として30日以内に本調査の結果を覆すか否かを決定し、学長に報告する。
- 6 学長は、再調査の結果について、申立者、被申立者等及び当該事案に係る研究費を配分した機関に通知する。また、不正行為と認定された被申立者から不服申立てがあったときは、被申立者等が本学以外の機関に所属している場合は、当該被申立者等の所属機関に通知し、悪意に基づく申立てと認定された申立者から不服申立てがあったときは、申立者が本学以外の機関に所属している場合は、当該申立者の所属機関に通知するものとする。

(調査結果の公表)

- **第24条** 学長は、調査委員会において不正行為が行われたと認定した場合は、速やかに、調査結果について、 次の各号に掲げる事項を公表する。
- (1) 不正行為に関与した者の氏名・所属
- (2) 不正行為の内容
- (3) 公表時までに行った措置の内容
- (4)調査委員会委員の氏名・所属
- (5)調査の方法・手順等
- (6) その他、学長が必要と認めた事項

ただし、申立て等がなされる前に取り下げられた論文等において不正行為があったと認定されたときは、 不正行為に係る者の氏名・所属を公表しないことができる。

- **2** 学長は、不正行為が行われなかったと認定した場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、論 文等に故意によるものでない誤りがあった場合等は、調査結果を公表することができる。
- **3** 学長は、前項の認定において、悪意に基づく申立てとの認定があったときは、申立者の氏名・所属を公表する。

(調査中における一時的措置)

第25条 学長は、本調査の実施決定後、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、申立された研究に係る研究費の支出を停止することができる。

(不正行為と認定された者等の措置)

第26条 学長は、次の各号に掲げるいずれかに認定された本学の研究者に対し、学校法人純美禮学園就業規 則等に基づく処分を、理事会の議を経て、決定するものとする。

- (1) 不正行為と認定された被申立者
- (2) 不正行為への関与が認定された研究者並びに関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された研究者
- (3) 申立てが悪意によるものと認定された申立者
- **2** 学長は、前項第1号及び第2号に規定する者(以下「被認定者」という。)に対し、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告するものとする。
- **3** 学長は、被認定者に対し、ただちに当該研究に係る研究費の使用中止を命じ、極めて悪質な不正行為の場合は、当該研究に配分された研究経費の全額を返還させることができる。

(不正行為が行われなかったと認定された者の措置)

第27条 学長は、不正行為が行われなかったと認定された者については、その名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるとともに、本調査に際して実施した証拠保全の措置及び研究費支出の停止を解除するものとする。

(事務)

第28条 研究活動の不正行為の対応に関する事務は、関係部署等の協力を得て、総務課において処理する。 (雑則)

第29条 この規程に定めるもののほか、研究活動の不正行為に必要な事項は、学長が別に定める。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。